



給与支払報告に係る個人住民税の普通徴収切替申請書

小樽市長あて
令和 年 月 日提出

特別徴収義務者指定番号
所属課係名
氏名
電話番号

給与支払者の名称又は氏名
所在地又は住(居)所

給与支払報告書の提出にあたり、新年度の個人住民税については、次のとおり普通徴収としますので届出します。

該当する項目を チェックしてください	<input type="checkbox"/> 事業廃止予定のため、全ての従業員に係る新年度の住民税は、普通徴収とします。	廃止時期	令和 年 月頃
	<input type="checkbox"/> 給与支払報告書を提出する者のうち、下記(ア)の者に係る新年度の住民税は、普通徴収とします。	下の表にも記載してください。	
給与支払報告書を提出する者		小樽市提出分	
上記のうち、新年度の住民税を普通徴収とする者(次の事由に該当する場合に限る)			
①	毎月の給与が少なく住民税額を引ききれない可能性がある者		人
②	給与支払がされず住民税を引けない月がある可能性がある者(不定期支給者)		人
③	年間の給与支払額が97万円以下の者		人
④	事業専従者 (個人事業主のみ対象)		人
⑤	他の事業所で特別徴収を実施している者 (乙欄該当者)		人
⑥	5月31日までに退職予定である者 (前年中に退職した者含む)		人
⑦	雇用期間が1年以内の予定である者		人
	①から⑦までの計	(ア)	人

切り取り線

【給与支払報告に係る個人住民税の普通徴収切替申請書について】

従業員の住民税は、原則、全て特別徴収の方法により納付いただくこととなりますが、「給与支払報告に係る個人住民税の普通徴収切替申請書」(以下、「切替申請書」といいます。)に記載されている普通徴収への切替理由に該当する従業員につきましては、給与支払報告書提出の際に切替申請書を添付いただくことで、普通徴収とすることができます(特別徴収のみ場合は、切替申請書の提出は不要です)。

【注意事項】

- この切替申請書がない場合は、原則、特別徴収対象者となります。
- この申請書を提出するときは、**必ず給与支払報告書と一緒に**提出してください。
- eL-TAXにより提出する場合は、この切替申請書を別途郵送してください。
- 複数の普通徴収切替理由がある従業員については、切替理由のいずれか1つに人数を記入してください。
- 普通徴収とすることができる理由は、切替申請書に記載のある内容に限ります。
- 申請書に記載のある項目に該当しない場合は、原則、普通徴収とすることはできません。**事業所(事業主)として新年度の個人住民税を特別徴収することが著しく困難である場合**は、「給与支払報告に係る個人住民税の特別徴収の猶予申請書」を提出してください。
なお、その場合は、この申請書の提出は不要です。
- この申請書に記載された事項について、後日記載内容の詳細について調査をする場合があります。その際は、調査に御協力をお願いします。